

2020年度 公益社団法人香川県聴覚障害者協会 基本方針

2019年4月に高松市、7月にさぬき市、2020年4月に観音寺市と三豊市に手話言語に関する条例が制定されました。香川県下全ての市町において条例が制定されるように今後も取り組みます。

手話が言語として条例の中で位置づけられたことの意義は大きくこれから市民に手話を広げて行くことが重要になります。高松市とさぬき市では、小学校に出前講座で手話指導をすることになっております。これから益々手話が広がりろう者がどこに行っても手話を使って気軽に意思疎通ができる社会環境になるように一般県民に手話を普及する指導者の派遣などにも取り組んみます。

会員の高齢化、会員減少と法人運営の厳しさが増しており県・地域協会活動にも支障が生じて来ております。これからの法人運営・組織運営を考えるために地域協会役員と今後の組織の在り方などについて検討を行います。

また、手話通訳者も高齢化が進んでおりこれから手話通訳を担う人材の確保も喫緊の課題となっており、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座の充実強化を図り一人でも多くの手話通訳学習者が手話通訳者全国统一試験に合格できるように取り組みます。

全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」を香川県内で上映します。多くの方々に映画を観てもらい聴覚障害や手話について理解が広がるように取り組みます。

手話言語フェスティバル2019では、行政・当事者・支援者から共生社会を目指して様々な意見などが出され多くの県民参加で聴覚障害や手話の理解を広げることができました。2020年度も創意工夫してより多くの県民に啓発できるように関係団体等と連携して取り組みます。

2021年7月31日～8月1日に高松市において開催する「ろう教育を考える全国討論集会 in うどん県」実行委員会を立ち上げます。四国開催は初めてなので分からないことばかりですが、将来を担う子供たちが安心して教育を受けられるようにろう教育の充実を願って受け入れ準備を進めていきます。

2020年度は、以下の取り組みを強化します。

①手話通訳事業拡充のための取り組み

- (1)香川県下各市町が実施している意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業）の地域格差をなくし安心して利用出来るように引き続き関係市町と協議を行います。
- (2)聴覚障害者団体が主催する行事への手話通訳派遣についても香川県意思疎通支援事業として実施しているので、県と連携して円滑な運用ができるように進めて行きます。
- (3)安心して手話通訳の派遣を受けられるように手話通訳者や手話学習者等に対する情報提供や手話通訳者として必要な技術や知識の指導を現任研修会として県下2会場で6回（計12回）開催します。

②手話言語条例の取り組み

2019年度には、高松市・さぬき市で手話言語に関する条例が施行されたのを契機に2020年度は、観音寺市・三豊市・丸亀市でも手話言語に関する条例の制定が見込まれております。

条例が制定されたことで目的が達成されたものではありません。これからが重要になってきます。如何にして市民に手話や聴覚障害のことを知ってもらおうか？どう啓発するか誰が啓発するのか？など当事者がやらなければいけないことはまだまだ山積しています。また、県内の自治体に手話言語条例制定を進めるための取り組みにおいて、条例検討委員に必ず当事者委員が加わり当事者の声を反映させた条例になるように取り組みます。

③組織と活動強化のための取り組み

- (1)ろうあ運動を進めていくためにも法人組織を強固にするためにも会員拡大は重要です。地域協会との連携を図り未加入者への働きかけを行い会員拡大に取り組みます。
- (2)会員減少と高齢化の影響等を踏まえて今後の組織の在り方を検討します。
- (3)これからの法人活動を担う若年会員の組織化を図り青年部活動の支援を行います。
- (4)全国的な聴覚障害者福祉の動向等の情報を得て地域での活動に活かすために日本聴力障害新聞や季刊みみを購読することは大切です。地域協会と連携しての購読者拡大に取り組みます。
- (5)各委員会活動の充実と会員の拡大に取り組みます。

④香川県聴覚障害者福祉センター運営のための取り組み

- (1)限られた予算と人材の中で効果的な事業を展開できるように工夫します。
- (2)利用しやすく開かれた施設になるよう利用者のご意見を伺いながら改善します。

⑤高齢者対策のための取り組み

- (1)会員の高齢化に伴い高齢者の健康や福祉など行事内容や開催方法、高齢会員も参加できる環境の整備や高齢者役員の負担軽減についても引き続き検討します。

⑥情報手段拡充のための取り組み

- (1)災害時の支援のあり方について今年度も引き続き関係団体と連携して対応方法を検討するための委員会を開催し災害対策訓練を実施します。
- (2)香川県聴覚障害者福祉センター事業と法人事業を連携した情報提供セミナーを開催します。

(3)香川県からの受託事業である IT 活用支援事業において、各種講習会や個別指導、居宅派遣等を実施して IT 活用の支援をします。

⑦手話のできる県民を増やすための取り組み

- (1)香川県からの受託事業である手話通訳者養成事業の充実を図り手話通訳者になる人材を育てます。
- (2)手話奉仕員養成講座を市町と連携して香川県内 6ヶ所で開催すると共に講座運営に必要な講師を養成するために講師養成講座に派遣します。
- (3)香川県民に手話を普及するために手話指導ができる人材の育成を図ります。
- (4)大学や専門学校、各種団体等からの依頼に応じて講師派遣を行い、手話の普及や聴覚障害者の理解促進に努めます。
- (5)全国手話検定試験を実施して県民に手話の普及を図ります。
- (6)全国手話通訳者統一試験を導入して全国均一的な知識や技術を身につけた手話通訳者を県登録して手話通訳者を確保します。
- (7)手話言語フェスティバル 2020 を開催して手話や聴覚障害についての理解啓発を図ります。

⑧関係団体と連携した取り組み

- (1)一般財団法人全日本ろうあ連盟と共に聴覚障害者の福祉向上などの運動を連携して進めます。
- (2)公益財団法人香川県身体障害者団体連合会・香川障害フォーラムに加盟し他の障害者団体と共に障害者福祉向上のために共に取り組みを進めます。
- (3)関係団体（香川県中途失聴難聴者協会・香川県手話通訳問題研究会・要約筆記サークルゆうあい）と協力した取り組みを進めます。
特に香川県手話通訳問題研究会と合同で三役会議を定期的で開催して情報の共有化と運動方針の確認を進めると共に合同研修会などを開催します。

公益事業 1 コミュニケーション支援事業

【 事業方針 】

聴覚障害者が日常生活において必要な意思疎通支援事業を実施している香川県並びに各市町及び各種団体等からの依頼を受け、手話通訳者等をコーディネートして手話通訳者を派遣する。

この事業により香川県下の聴覚障害者と健聴者とのコミュニケーションが円滑になると共に様々な情報取得支援を行うことで聴覚障害者の社会参加促進に寄与する。

【 事業計画 】（事業担当は、全てセンター）

- ①市町意思疎通支援事業
 - ・香川県下各市町手話通訳設置事業
 - ・香川県下各市町手話通訳者派遣事業
 - ・香川県意思疎通支援事業
- ②手話通訳者等派遣事業
 - ・各種団体等への手話通訳者派遣事業

- ・手話通訳者現任研修会(センター・情報コミュニケーション委員会)

公益事業 2 香川県聴覚障害者福祉センターの管理運営事業

【事業方針】

聴覚障害者への情報提供・相談支援、研修室及び情報機器の貸出、文化・学習・レクレーション支援等を行うための聴覚障害者情報提供施設とそれに付随する事業を香川県より受託されている指定管理者として管理運営を行う。

【事業計画】(事業担当は、全てセンター)

- ①香川県聴覚障害者福祉センター管理運営事業
- ②手話通訳者養成事業
 - ・手話通訳者養成講座選考試験(センター・情報コミュニケーション委員会)
 - ・手話通訳者全国統一試験
- ③手話奉仕員養成事業
 - 県内各市町事業を受託して県内数カ所で開催
 - ・手話奉仕員養成講座講師研修会の開催(情報コミュニケーション委員会)
- ④字幕入りビデオ製作事業
- ⑤字幕入りビデオ貸出事業
- ⑥IT活用支援事業

【会議】

- ・香川県聴覚障害者福祉センター運営協議会
- ・全国手話通訳者統一試験委員会
- ・手話通訳者養成講座運営委員会
- ・設置通訳者業務連絡会議&研修会

公益事業 3 聴覚障害や聴覚障害者及び手話の普及啓発事業

【事業方針】

聴覚障害や聴覚障害者、手話等に関して健聴者に正しく理解してもらうために普及啓発を行い、聴覚障害者が社会参加しやすい環境整備を図ります。

【事業計画】

- ①啓発事業
 - 事務局担当事業
 - ・毎月1回新聞の編集・発行
 - ・全国手話検定試験受験者のための学習セミナー(5・4・3・2・準1・1級)
 - ・全国手話検定試験(5・4・3・2・準1・1級)
 - 情報・コミュニケーション委員会担当事業

- ・手話コミュニケーションを学ぼう

組織委員会担当事業

- ・法人香通研合同学習会（2020年度は休止）

②聴覚障害者や手話に関する刊行物、資料等の紹介（事務局）

③手話講習会等指導事業（センター）

大学や専門学校、各種団体等からの要請に応じて講師の派遣

小中学校への普及啓発のための講師養成と派遣

【 会議 】

- ・手話検定試験委員会（事務局）

- ・手話通訳士養成講座運営委員会（事務局 2020年度は休止）

- ・手話言語フェスティバル実行委員会（情報コミュニケーション委員会）

- ・スタッフ会議（情報コミュニケーション委員会・組織委員会）

公益事業 4 聴覚障害児・者生活支援事業

【 事業方針 】

聴覚障害に起因する情報アクセス・コミュニケーション困難等により、社会から孤立しやすい聴覚障害児・者や家族等（関係者を含む）を対象に自立した生活を営むための相談窓口や当事者が中心となって同一のコミュニケーション手段による高齢聴覚障害者を対象とした日常生活情報や学習機会の提供及び交流等のサービスを提供する。

また、災害時における聴覚障害者支援に関して防災訓練などを通じて防災・減災の意識を高めたり支援の在り方を検討する。

【 事業計画 】

①聴覚障害児・者相談事業

- ・手話サロン（教育・文化委員会）

- ・相談窓口の設置（センター）

②高齢聴覚障害者生活支援事業

- ・若葉の会（センター）

- ・情報提供セミナー（センター）

- ・デフ・いきいきつどい（高齢部福祉大会）（組織委員会）

- ・聴覚障害者災害対策訓練（センター・災害時支援対策準備委員会）

【 会議 】

- ・スタッフ会議（教育文化委員会・組織委員会）

- ・聴覚障害者災害時支援対策準備委員会

公益事業5 聴覚障害者社会参加促進事業

【事業方針】

社会の中でコミュニケーションが困難なことから孤立したり、情報格差が生じるなどの障壁があり、聴覚障害者と健聴者が共に参加できる学習会・スポーツ交流会などを実施して聴覚障害者と健聴者の相互の交流を深め、聴覚障害に関わる情報共有・交換の場を提供する。

また、講演会等の開催や全国大会等への参加等により聴覚障害者の文化教養を高める等により社会参加の促進を図る。

【事業計画】

①聴覚障害者研修事業

- ・全国ろうあ者大会、四国ブロック各種研修会（事務局）
全国ろうあ者相談員研修会、（事務局）
- ・全国ろうあ高齢者大会、全国ろうあ高齢部代表研修会（組織委員会）
- ・全国ろうあ女性集会、全国ろうあ女性研修会（組織委員会）
- ・全国ろうあ青年研究討論会（組織委員会）
- ・ろう教育を考える全国討論集会開催準備（事務局・教育・文化委員会）
- ・全国手話通訳問題研究集会（情報コミュニケーション委員会）

②情報提供事業

- ・春の茶話会（組織委員会）
- ・秋のつどい（組織委員会）
- ・ろうあ者と過ごそう！手話合宿（組織委員会）
- ・ろう者のための国語（情報コミュニケーション委員会）

③聴覚障害者スポーツ大会参加支援

スポーツ委員会担当事業

- ・全国ろうあ者体育大会参加支援
- ・中国・四国地区ろうあ者体育大会参加支援
- ・全国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会参加支援（組織委員会）
- ・全国ろうあ高齢者グラウンド・ゴルフ競技大会参加支援（組織委員会）
- ・四国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会参加支援（組織委員会）
- ・四国ろうあ高齢者グラウンド・ゴルフ競技大会参加支援（組織委員会）
- ・健康交流会（スポーツ委員会）

【会議】

- ・全国情報・コミュニケーション担当者会議（情報コミュニケーション委員会）
- ・全国スポーツ委員長会議（スポーツ委員会）
- ・全国ろうあ青年部活動者会議（組織委員会）
- ・西日本エリア幹部研修会（組織委員会）
- ・課題対策全国代表者会議（組織委員会）
- ・スタッフ会議（組織委員会・情報コミュニケーション委員会・スポーツ委員会
教育・文化委員会）
- ・ろう教育を考える全国討論集会実行委員会（事務局）

法人事業

【 事業方針 】

「法人・センターに関わる全ての人、一人一人を大切にし、信頼される法人・施設を目指します。」の基本理念に基づき、会員の社会参加促進と住みやすい社会環境整備に向けての運動を展開します。

【 事業計画 】

- ①会員拡大と会員管理（組織委員会・事務局）
- ②住みやすい社会環境整備に向けての運動
 - ・ 障害者関係団体（香川県身体障害者団体連合会・香川障害フォーラム・香川県中途・失聴難聴者協会）との連携
 - ・ 香川県手話通訳問題研究会との連携強化（合同三役会議の定例化など）

【 会議 】

- ・ 総会
- ・ 理事会
- ・ 監査会